

大阪・関西万博を契機とした大学等を中核とする産学官連携の加速化事業の 審査に関する利益相反の考え方

本事業の審査に関する利益相反の範囲及び運用については、次のとおりとする。

1. 利益相反の範囲

- ・ 委員が申請書類の様式2に記載されている申請大学等又は連携大学等に所属している場合
- ・ 委員が申請に参画する組織（様式2に記載されている申請大学等及び連携大学等以外の申請書類内に記載されている組織に限る。）に所属している場合。なお、申請に参画する組織が企業の場合には、その企業の連結決算の対象となる関連会社を含む。
- ・ 申請書類内に記載されている個人や組織との関係において、委員が自ら中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合
- ・ その他、委員が中立・公正な審査を行うことが困難であると、文部科学省が判断する場合

2. 運用

- ・ 委員は上記に留意し、利益相反に該当する事実又は可能性がある場合には速やかに文部科学省に申し出るとともに、当該申請内容と利益相反に該当すると認められる委員については、当該申請に関する書面審査を行わないこととする。
- ・ 面接審査委員会においても当該申請に関するヒアリング及び個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。なお、座長が退席する場合には、それに代わる者が個別合議の統括をするものとする。
- ・ その他、利益相反に係る事項に関して、判断の必要が生じる場合には、文部科学省が判断を行う。

《参考 中立・公正に審査を行うことが困難である例》

- ・ 親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密なプロジェクト・共同研究等を行う関係（例えば、共同プロジェクト・研究の遂行、共著研究論文の執筆又は同一目的の研究会メンバー、特許の共同出願人等、本事業の遂行上、緊密な関係にあると見なされるもの）
- ・ 密接な師弟関係
- ・ 直接的な雇用関係
- ・ 申請の採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係又は競争関係